

○青森県営住宅規則

昭和三十七年二月十日

青森県規則第八号

- 改正 昭和三十七年九月十一日規則第八七号
昭和三十九年四月一日規則第三〇号
昭和五三年三月二日規則第一〇号
昭和五五年一月三十一日規則第三号
昭和五九年三月二七日規則第一五号
昭和五九年六月五日規則第二九号
昭和五九年八月四日規則第三七号
昭和五九年九月二〇日規則第四二号
昭和五九年十二月八日規則第五八号
昭和六〇年六月二七日規則第四一号
昭和六〇年六月二九日規則第四二号
昭和六〇年九月二一日規則第五五号
昭和六〇年十一月二八日規則第六八号
昭和六一年六月二八日規則第四〇号
昭和六一年七月二四日規則第四五号
昭和六一年八月一九日規則第五〇号
昭和六一年九月一三日規則第五四号
昭和六二年二月一九日規則第四号
昭和六二年三月二四日規則第一六号
昭和六二年六月二七日規則第四八号
昭和六二年七月一六日規則第五七号
昭和六二年八月二九日規則第六〇号
昭和六二年十二月二四日規則第七九号
昭和六三年三月二六日規則第一一号
昭和六三年六月三〇日規則第四〇号
昭和六三年九月二九日規則第五六号
昭和六三年十一月二九日規則第六七号
昭和六三年十二月二四日規則第六八号

平成元年五月三十一日規則第四一号
平成元年六月二六日規則第四四号
平成元年八月二八日規則第五二号
平成元年九月六日規則第五三号
平成元年十一月二九日規則第五六号
平成二年三月二八日規則第一〇号
平成二年六月二九日規則第二七号
平成二年九月二五日規則第三八号
平成二年九月二八日規則第四一号
平成二年十一月三〇日規則第四七号
平成三年三月二〇日規則第一〇号
平成三年四月二二日規則第二八号
平成三年六月二八日規則第三五号
平成三年九月三〇日規則第四八号
平成三年十一月二五日規則第五四号
平成四年二月二八日規則第一〇号
平成四年六月二六日規則第三九号
平成四年七月一三日規則第四六号
平成四年一二月二五日規則第六一号
平成五年三月二六日規則第一三号
平成五年四月七日規則第二七号
平成五年七月三〇日規則第三七号
平成五年九月二九日規則第四四号
平成五年九月三〇日規則第四五号
平成五年一二月八日規則第五四号
平成六年三月三〇日規則第一二号
平成六年七月二九日規則第四二号
平成六年八月二六日規則第四八号
平成六年九月三〇日規則第六四号
平成七年一月九日規則第一号
平成七年三月二二日規則第一五号

平成七年九月二七日規則第六七号
平成七年一二月一五日規則第八七号
平成八年五月一〇日規則第六四号
平成八年九月二四日規則第九〇号
平成八年一〇月九日規則第九六号
平成八年一二月二五日規則第一一〇号
平成九年三月二六日規則第二四号
平成九年七月三〇日規則第七二号
平成九年一〇月一日規則第九一号
平成九年一一月四日規則第一〇〇号
平成九年一一月二八日規則第一〇六号
平成一〇年一月二八日規則第五号
平成一〇年三月一八日規則第一三号
平成一〇年七月三十一日規則第六九号
平成一〇年九月三〇日規則第七七号
平成一〇年一〇月三〇日規則第九四号
平成一〇年一一月九日規則第一〇〇号
平成一〇年一一月二七日規則第一〇六号
平成一〇年一二月一六日規則第一〇八号
平成一〇年一二月二五日規則第一一四号
平成一一年三月二九日規則第三四号
平成一一年五月三十一日規則第六一号
平成一一年七月二八日規則第八〇号
平成一一年八月一一日規則第八二号
平成一一年一〇月六日規則第一〇二号
平成一一年一一月二六日規則第一二三号
平成一一年一二月一五日規則第一二八号
平成一一年一二月二七日規則第一三四号
平成一二年三月一〇日規則第四七号
平成一二年五月三十一日規則第一五九号
平成一二年六月五日規則第一六一号

平成一二年七月一四日規則第一六八号
平成一二年八月二日規則第一七五号
平成一二年八月二八日規則第一七八号
平成一二年一〇月三〇日規則第一八五号
平成一二年十一月二九日規則第一八六号
平成一二年十二月二五日規則第二〇九号
平成一三年一月二九日規則第二号
平成一三年五月二五日規則第五六号
平成一三年五月三〇日規則第五八号
平成一三年六月二七日規則第六七号
平成一三年十一月二八日規則第八六号
平成一三年十二月二一日規則第九四号
平成一四年六月二八日規則第五八号
平成一四年十一月二九日規則第七六号
平成一四年十二月二七日規則第九〇号
平成一五年四月二八日規則第五三号
平成一五年六月六日規則第五七号
平成一五年九月八日規則第七四号
平成一五年十二月一五日規則第八〇号
平成一六年一〇月八日規則第五九号
平成一六年十二月一日規則第六五号
平成一六年十二月六日規則第六七号
平成一六年十二月二七日規則第七四号
平成一七年四月二二日規則第六〇号
平成一七年五月九日規則第七二号
平成一七年五月一八日規則第七六号
平成一七年八月一〇日規則第八九号
平成一七年九月三〇日規則第九四号
平成一七年十二月一九日規則第一一三号
平成一八年三月二九日規則第二五号
平成一八年五月一日規則第五六号

平成一八年五月三十一日規則第六二号
平成一八年八月三〇日規則第七八号
平成一八年十一月二九日規則第九七号
平成一八年十二月二七日規則第一〇五号
平成一九年一月三十一日規則第五号
平成一九年三月三〇日規則第四七号
平成一九年一〇月一日規則第八七号
平成二〇年二月一日規則第三号
平成二〇年三月二六日規則第一三号
平成二一年三月二七日規則第二六号
平成二二年三月二九日規則第二一号
平成二四年三月二八日規則第一八号
平成二四年八月二〇日規則第四九号
平成二五年三月二七日規則第一六号
平成二五年十二月二五日規則第四八号
平成二六年九月二九日規則第三七号
平成二六年十一月二八日規則第五二号
平成二七年三月二三日規則第七号
平成二七年四月三〇日規則第二〇号
平成二七年九月四日規則第三六号
平成二八年三月一八日規則第六号
平成二八年三月二五日規則第一七号
平成二九年三月二九日規則第一三号
平成二九年七月二四日規則第二八号
平成二九年十二月一五日規則第四〇号
平成三〇年三月一六日規則第二号
平成三〇年三月二二日規則第六号
平成三〇年九月一〇日規則第四七号
平成三一年三月二二日規則第一七号
平成三一年四月二四日規則第三四号
令和元年六月二八日規則第六号

令和元年一二月一三日規則第二四号
令和二年三月二七日規則第一五号
令和二年九月一八日規則第四四号
令和三年三月二六日規則第二号
令和三年八月二七日規則第六九号
令和三年一〇月一日規則第八六号
令和三年一〇月一三日規則第八七号
令和四年三月二三日規則第二一号
令和四年五月一一日規則第四一号
令和五年七月三十一日規則第二二号
令和六年三月二九日規則第一七号
令和七年三月二一日規則第一〇号
令和七年三月二八日規則第一九号
令和七年九月二九日規則第四八号

〔青森県県営住宅管理条例施行規則〕をここに公布する。

青森県県営住宅規則

(昭三九規則三〇・平九規則二四・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）及び青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項並びに県営住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・平一七規則七二・一部改正)

(県営住宅の戸数及び共同施設)

第一条の二 条例第三条第二項に規定する規則で定める県営住宅の団地ごとの県営住宅の戸数及び共同施設は、別表第一のとおりとする。

(昭五九規則一五・追加、平一六規則七四・一部改正)

(入居者資格に係る障害の程度等)

第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。

一 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から

四級までに該当する身体障害の程度

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）
第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級に該当する精神障害の程度

三 前号に規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度

2 条例第四条第一項第一号ロに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症とする。

3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次のいずれかに該当する障害の程度であるもの

イ 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までに該当する身体障害の程度

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一級から三級までに該当する精神障害の程度

ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第一項及び第二項

の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

六 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する配偶者暴力防止等法第二条に規定する被害者を含む。)で次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項又は第十条の二(これらの規定を配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

八 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

九 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十一 現に同居し、又は同居しようとするパートナー(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)がある者

4 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、又は市町村に意見を求めることがある。

(平二四規則一八・追加、平二四規則四九・平二五規則四八・平二六規則三七・令四規則四一・令六規則一七・令七規則一九・令七規則四八・一部改正)

(入居承認の申請)

第二条 条例第五条の規定により県営住宅の入居の承認を受けようとする者（以下「入居申込者」という。）は、県営住宅入居申込書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居申込者及び同居予定者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）による住民票の写し（以下「住民票の写し」という。）

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居申込者又は同居予定者が所得金額（公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。）第一条第三号に規定する所得金額をいう。以下同じ。）を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該入居の申込みをしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該入居の申込みをしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得に関する税務署長又は市町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該入居の申込みをしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入（政令第一条第三号に規定する収入をいう。以下同じ。）を同号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者（桜町団地に係る入居申込者を除く。）は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（昭三九規則三〇・昭六二規則六〇・平九規則二四・平九規則七二・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

（入居の承認書等）

第三条 知事は、条例第六条又は第七条第二項の規定により入居者を決定したときは、県営住宅入居承認書（第三号様式）を入居決定者に交付する。

2 知事は、条例第七条第一項の規定により、入居補欠者を定めたときは、その旨を入居補欠者に通知する。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正)

(誓約書)

第三条の二 条例第八条第一項ただし書に規定する知事が特別の事情があると認める者は、誓約書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。

(令二規則一五・追加)

(請書)

第四条 条例第八条第一項第一号に規定する請書は、第四号様式によるものとする。

(昭三九規則三〇・一部改正)

(保証人の変更等)

第五条 入居者は、保証人が条例第八条第一項第一号に規定する資格を失ったときその他の理由により保証人を変更しようとするときは保証人変更承認申請書（第五号様式）を、保証人の住所、氏名、勤務先又は電話番号に変更があつたときは保証人住所等変更届（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、入居決定者又は入居者に対し、保証人の住民票の写し及び所得証明書を提出させることがある。

(平九規則七二・一部改正)

(入居期限延長承認の申請)

第六条の二 条例第八条の二第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅入居期限延長承認申請書（第六号様式の二）を知事に提出しなければならない。

(平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正)

(入居届)

第六条の三 条例第八条の二第三項の規定による届出は、県営住宅に入居した日から十五日以内に、県営住宅入居届（第六号様式の三）に入居者及び同居者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

(平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正)

(所得に関する事項の申告)

第七条 条例第十条第一項の規定による所得に関する事項の申告は、毎年七月末日までに、当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得に関する所得金額等申告書(第七号様

式) に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

一 入居者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申告(桜町団地に係る申告を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項各号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないで行うことができる。

(平九規則二四・全改、平九規則七二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正)

(収入、収入超過者及び高額所得者に係る認定通知等)

第八条 条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定(条例第十条の二第一項及び第二項に規定する入居者に係る収入の認定を除く。)の通知は、収入認定通知書(第八号様式)によるものとする。

2 条例第十条の二第一項の規定により収入超過者と認定された入居者に対する条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第一項の規定による収入超過者として認定した旨の通知は、収入超過者認定通知書(第九号様式)によるものとする。

3 条例第十条の二第二項の規定により高額所得者と認定された入居者に対する条例第十条第二項又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第二項の規定による高額所得者として認定した旨の通知は、高額所得者認定通知書(第十号様式)によるものとする。

4 条例第十条第四項前段の規定により意見を述べようとする者は、同条第二項又は第三項の規定による通知を受けた日から一月以内に、意見書(第十一号様式)に必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 知事は、条例第十条第四項後段の規定により収入を更正したときは、収入更正通知書(第十二号様式)により通知するものとする。

6 前二項の規定は、条例第十条の二第一項及び第二項の規定による認定について準用する。この場合において、第四項中「第十条第四項前段」とあるのは「第十条の二第三項におい

て準用する第十条第四項前段」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第十条の二第一項又は第二項」と、前項中「第十条第四項後段」とあるのは「第十条の二第三項において準用する第十条第四項後段」と、「収入を更正したときは、収入更正通知書」とあるのは「認定を取り消したときは、収入超過者（高額所得者）認定取消通知書」と読み替えるものとする。

（平九規則二四・追加、平二九規則四〇・一部改正）

（家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請等）

第九条 条例第十三条又は第十四条第四項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書（第十三号様式）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者（桜町団地に係る者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項に規定する書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

3 知事は、第一項の申請があつたときは、その減免又は徴収猶予の可否を決定し、県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書（第十四号様式）により通知するものとする。

（昭三九規則三〇・一部改正、平九規則二四・旧第八条繰下・一部改正、平三〇規則四七・一部改正）

（不在届）

第十条 入居者は、その不在期間が十五日以上にわたるときは、県営住宅不在届（第十五号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（平九規則二四・旧第九条繰下・一部改正）

（異動届）

第十一条 入居者は、入居者の勤務先に変更があつたとき、又は同居者に異動があつたとき（法第二十七条第五項（条例第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定により知事の承認を得なければならないときを除く。）は、速やかに異動届（第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（平七規則一五・一部改正、平九規則二四・旧第十条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正）

（一部転用承認等の申請）

第十二条 法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書（これらの規定を条例第二十八

条の二において準用する場合を含む。)の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ県営住宅一部転用承認申請書(第十七号様式)又は県営住宅模様替(増築)承認申請書(第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・旧第十一条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正)

(同居承認の申請)

第十三条 法第二十七条第五項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により知事の承認を得ようとする者(以下「同居承認申請者」という。)は、県営住宅同居承認申請書(第十九号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 新たに同居させようとする者の住民票の写し
- 二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類
- 三 同居承認申請者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る次に掲げる書類
- イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類
 - (1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類
 - (2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書
- ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同居承認申請者(桜町団地に係る同居承認申請者を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

(平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正)

(入居継続承認の申請)

第十四条 法第二十七条第六項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規

定により知事の承認を受けようとする者（以下「入居継続承認申請者」という。）は、入居者の死亡又は退去の日から一月以内に、県営住宅入居継続承認申請書（第二十号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居継続承認申請者及び同居者の住民票の写し
- 二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
- 三 入居継続承認申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類
 - イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類
 - (1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類
 - (2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書
 - ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類
- 四 入居者の死亡に係る申請の場合にあっては、入居者の死亡を証明する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入居継続承認申請者（桜町団地に係る入居継続承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第五号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三〇規則二・平三〇規則四七・一部改正）

（返還届）

第十五条 条例第十七条第一項の規定による届出は、県営住宅返還届（第二十一号様式）によらなければならない。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

（県営住宅監理員等の身分を示す証明書）

第十六条 条例第十七条第四項に規定する県営住宅監理員等の身分を示す証明書は、第二十二号様式によるものとする。

（平九規則二四・一部改正）

(明渡期限延長の申出)

第十七条 法第二十九条第八項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)及び条例第十八条の規定による明渡期限の延長の申出は、県営住宅明渡期限延長申出書(第二十三号様式)によらなければならない。

(平九規則二四・追加、平一九規則四七・平二九規則二八・一部改正)

(社会福祉事業に係る使用許可の申請)

第十八条 条例第二十条第一項の規定による県営住宅の使用の許可(以下「県営住宅の使用許可」という。)を受けようとする者は、県営住宅使用許可申請書(第二十四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第二十条第一項に規定する社会福祉事業に基づき共同生活を営むため県営住宅を住居とする者(以下「被援護者」という。)が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る第十三条第一項第三号イ及びロに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、県営住宅の使用許可をしたときは、県営住宅使用許可書(第二十五号様式)を交付するものとする。

(平九規則二四・追加、平二六規則五二・平三〇規則四七・一部改正)

(使用開始期限延長承認の申請)

第十九条 条例第二十一条第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅使用開始期限延長承認申請書(第二十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用開始届)

第二十条 条例第二十一条第三項の規定による届出は、県営住宅の使用を開始した日から十五日以内に、県営住宅使用開始届(第二十七号様式)に被援護者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

(平九規則二四・追加)

(社会福祉事業に係る使用料の徴収方法)

第二十一条 条例第二十二条の使用料(以下「使用料」という。)は、県営住宅の使用許可に係る使用期間の初日から県営住宅を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、県営住宅の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第二十五条

において準用する条例第十七条第一項に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの使用料を徴収するものとする。

(平九規則二四・追加)

(社会福祉事業に係る使用料の納期限)

第二十二條 使用料は、毎月月末（使用者が月の途中で県営住宅を明け渡すときは、当該県営住宅の明渡しを行う日）までに、その月分を納付しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る異動届)

第二十三條 使用者は、被援護者に異動があつたときは、速やかに使用許可に係る異動届(第二十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る一部転用承認等の申請)

第二十四條 条例第二十五条において準用する法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ使用許可に係る県営住宅一部転用承認申請書(第二十九号様式)又は使用許可に係る県営住宅模様替(増築)承認申請書(第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る返還届)

第二十五條 条例第二十五条において準用する条例第十七条第一項の規定による届出は、使用許可に係る県営住宅返還届(第三十一号様式)によらなければならない。

(平九規則二四・追加)

(特例入居に係る県営住宅の管理)

第二十六條 条例第二十六条第一項に規定する中堅所得者が県営住宅に入居する場合における第二条第一項、第三条、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定の適用については、第二条第一項中「第五条」とあるのは「第二十六条第一項」と、「県営住宅入居申込書」とあるのは「県営住宅特例入居申込書」と、「公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第一条第三号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第三号」と、「収入(政令第一条第三号に規定する収入」とあるのは「所得(省令第一条第三号に規定する所得」と、第三条第一項中「条例第六条又は第七条第二項」とあるの

は「条例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）第七条又は第八条第二項」と、「県営住宅入居承認書」とあるのは「県営住宅特例入居承認書」と、同条第二項中「条例第七条第一項」とあるのは「条例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例第八条第一項」と、第十三条第一項第三号ロ及び第十四条第一項第三号ロ中「収入を政令第一条第三号」とあるのは「所得を省令第一条第三号」とする。

（平九規則七二・追加、平二六規則五二・平三〇規則四七・一部改正）

（駐車場利用承認の申請）

第二十七条 条例第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申請書（第三十二号様式）に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（平一六規則七四・追加）

（駐車場利用承認書）

第二十八条 知事は、条例第二十九条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書（第三十三号様式）を交付するものとする。

（平一六規則七四・追加）

（規則で定める額）

第二十九条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

（平一六規則七四・追加）

（駐車場の使用料の徴収方法）

第三十条 条例第三十条第一項の使用料（以下「駐車場の使用料」という。）は、条例第二十九条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、条例第二十九条第一項の承認を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）が第三十四条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するものとする。

（平一六規則七四・追加）

（駐車場の使用料の納期限）

第三十一条 駐車場の使用料は、毎月末日（駐車場利用者が月の中途中で駐車場を明け渡すときは、当該駐車場の明け渡しを行う日）までに、その月分を納付しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の減免)

第三十二条 条例第三十条第二項の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、駐車場使用料減免申請書(第三十四号様式)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その減免の可否を決定し、駐車場使用料減免決定通知書(第三十五号様式)により通知するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場利用変更届)

第三十三条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用者の氏名若しくは名称に変更があつたときは、速やかに駐車場利用変更届(第三十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(返還届)

第三十四条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明渡しの日前五日までに、明渡しの日を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者に県営住宅の団地及びその共同施設の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、県営住宅の団地及びその共同施設の施設、設備等の維持管理に関することその他県営住宅の団地及びその共同施設の管理に関し必要な業務(個人番号の届出の受理に関する業務を除く。)を行う。

(平一七規則七二・追加、平三〇規則四七・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平二九規則四〇・旧第一項・一部改正)

附 則(昭和三七年規則第八七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第三〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第二九号）

この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第三七号）

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表多賀台団地の項及び同表是川団地の項の改正規定は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第四一号）

この規則は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第五五号）

この規則中、別表の城西団地の項の改正規定は公布の日から、同表の戸山団地の項の改正規定は昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第六八号）

この規則中、別表多賀台団地の項の改正規定は昭和六十年十二月一日から、同表戸山団地の項の改正規定は同月二十五日から施行する。

附 則（昭和六十一年規則第四〇号）

この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年規則第四五号）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年規則第五〇号）

この規則は、昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五四号）

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第四号）

この規則は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第一六号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第四八号）

この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第五七号）

この規則は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第六〇号）

この規則は、昭和六十二年九月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第七九号）

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、別表野木和団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第一一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表宮園第二団地の項の改正規定中戸数に係る部分は、同月十五日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第四〇号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第五七号）

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第六七号）

この規則は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第六八号）

この規則は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第四一号）

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第四四号）

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第五六号）

この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第一〇号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第二七号）

この規則は、平成二年七月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第四一号）

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第四七号）

この規則は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一〇号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第二八号）

この規則は、平成三年五月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三五号）

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第四八号）

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第一〇号）

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第三九号）

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第四六号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第六一号）

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第一三号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第三七号）

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第四五号）

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年規則第一二号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四二号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四八号）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第六四号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表白銀台団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第一五号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定及び第十六号様式の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第六七号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第六四号）

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第九〇号）

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第九六号）

この規則は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第一一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第二四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日において現に青森県県営住宅条例の一部を改正する条例(平成九年三月青森県条例第三十一号)による改正前の青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)の規定に基づいて設置し、及び管理している県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の青森県県営住宅規則第二条、第三条、第七条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十七条、第一号様式、第三号様式、第七号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第二十号様式まで及び第二十三号様式の規定は適用せず、改正前の青森県県営住宅条例施行規則第二条、第三条、第六条の四から第八条まで、第十条から第十四条の二まで、第一号様式から第三号様式まで、第六号様式の四から第八号様式まで及び第十号様式から第十六号様式の二までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成九年規則第七二号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第二条第二号、第六条、第七条第一号、第十三条第二号及び第十四条第二号の改正規定、第一号様式の（表）の改正規定

年 金 所 得

年金に係 る所得

（「

年 金 所 得

」を「

年金に係 る所得

」に改める部分に限る。） 、 同様式の（裏）の注意事項の2の(1)の改正規定並びに第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第一〇〇号）

この規則は、平成九年十一月十日から施行する。

附 則（平成九年規則第一〇六号）

この規則は、平成九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第五号）

この規則は、平成十年一月三十日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一三号）

この規則は、平成十年三月二十日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第六九号）

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第七七号）

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第九四号）

この規則は、平成十年十月三十一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一〇〇号）

この規則は、平成十年十一月十日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一〇六号）

この規則は、平成十年十一月三十日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一〇八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一一四号）

この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第三四号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第六一号）

この規則は、平成十一年六月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第八〇号）

この規則は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第八二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第一〇二号）

この規則は、平成十一年十月十一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第一二三号）

この規則は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第一二八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表小沢団地の項の改正規定は、平成十一年十二月二十日から施行する。

附 則（平成十一年規則第一三四号）

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一五九号）

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一六八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一七八号）

この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一八五号）

この規則は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第一八六号）

この規則は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第二〇九号）

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第二号）

この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年規則第五八号）

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第六七号）

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第八六号）

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第九四号）

この規則は、平成十三年十二月二十五日から施行する。

附 則（平成一四年規則第五八号）

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第七六号）

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表白銀台団地の項の改正規定は、平成十四年十二月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第九〇号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五三号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五七号）

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七四号）

この規則は、平成十五年九月十六日から施行する。

附 則（平成一五年規則第八〇号）

この規則は、平成十五年十二月十九日から施行する。

附 則（平成一六年規則第五九号）

この規則は、平成十六年十月十八日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六五号）

この規則は、平成十六年十二月二日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六七号）

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七四号）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 青森県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十六年十月青森県条例第五十四号）に

よる改正後の青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の青森県県営住宅規則第二十七条の規定の例により、同項の承認の申請をすることができる。

附 則（平成一七年規則第六〇号）

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七二号）

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）附則第十五項の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第八九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第九四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一一三号）

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第二五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第六二号）

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第七八号）

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第九七号）

この規則は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一〇五号）

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第五号）

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第四七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一八号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第四八号）

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二六年規則第三七号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五二号）

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第七号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二〇号）

この規則は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三六号）

この規則は、平成二十七年十月二十六日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六号）

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第一三号）

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第二八号）

この規則は、平成二十九年七月二十六日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第六号）

この規則は、平成三十年三月三十一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第四七号）

1 この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 県営住宅の入居者又は同居者は、この規則の施行の前においても、改正後の青森県県営住宅規則の規定の例により、当該入居者又は同居者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を知事に届け出ることができる。

附 則（平成三十一年規則第一七号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年規則第三四号）

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第六号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第一五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第八六号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第二二号）

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第一七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第一〇号）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和七年規則第四八号）

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

別表第一（第一条の二関係）

（昭五九規則一五・追加、昭五九規則二九・昭五九規則三七・昭五九規則四二・昭五九規則五八・昭六〇規則四一・昭六〇規則四二・昭六〇規則五五・昭六〇規則六八・昭六一規則四〇・昭六一規則四五・昭六一規則五〇・昭六一規則五四・昭六二規則四・昭六二規則一六・昭六二規則四八・昭六二規則五七・昭六二規則六〇・昭六二規則七九・昭六三規則一一・昭六三規則四〇・昭六三規則五七・昭六三規則六七・昭六三規則六八・平元規則四一・平元規則四四・平元規則五二・平元規則五三・

平元規則五六・平二規則一〇・平二規則二七・平二規則三八・平二規則四一・平二規則四七・平三規則一〇・平三規則二八・平三規則三五・平三規則四八・平四規則五四・平四規則一〇・平四規則三九・平四規則四六・平四規則六一・平五規則一三・平五規則二七・平五規則三七・平五規則四四・平五規則四五・平五規則五四・平六規則一二・平六規則四二・平六規則四八・平六規則六四・平七規則一・平七規則一五・平七規則六七・平七規則八七・平八規則六四・平八規則九〇・平八規則九六・平八規則一一〇・平九規則二四・平九規則九一・平九規則一〇〇・平九規則一〇六・平一〇規則五・平一〇規則一三・平一〇規則六九・平一〇規則七七・平一〇規則九四・平一〇規則一〇〇・平一〇規則一〇六・平一〇規則一〇八・平一〇規則一一四・平一一規則六一・平一一規則八〇・平一一規則八二・平一一規則一〇二・平一一規則一二三・平一一規則一二八・平一一規則一三四・平一二規則四七・平一二規則一五九・平一二規則一六八・平一二規則一七五・平一二規則一七八・平一二規則一八五・平一二規則一八六・平一二規則二〇九・平一三規則二・平一三規則五六・平一三規則五八・平一三規則六七・平一三規則八六・平一三規則九四・平一四規則五八・平一四規則七六・平一四規則九〇・平一五規則五三・平一五規則五七・平一五規則七四・平一五規則八〇・平一六規則五九・平一六規則六五・平一六規則六七・一部改正、平一六規則七四・旧別表・一部改正、平一七規則六〇・平一七規則七六・平一七規則九四・平一七規則一一三・平一八規則二五・平一八規則五六・平一八規則六二・平一八規則九七・平一八規則一〇五・平一九規則五・平一九規則四七・平一九規則八七・平二〇規則三・平二一規則二六・平二七規則七・平二七規則三六・平二八規則六・平二九規則一三・平三〇規則六・平三一規則一七・平三一規則三四・令元規則二四・令二規則四四・令三規則二・令三規則八六・令三規則八七・令五規則二二・一部改正)

県営住宅の団地の名称	戸数	共同施設
野木和団地	二百十戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
幸畑団地	百六十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
桜川団地	七十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
小柳団地	三百四戸	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
平和台団地	二百二十四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、

		駐車場
浜館団地	百十九戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
南桜川団地	百九十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
戸山団地	六百六十三戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
ベイサイド柳川	百七十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
城西団地	二百四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
小沢団地	二百二十三戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
小沢第二団地	九十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
城東団地	九十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
浜の町団地	百九十八戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
宮園団地	百十二戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
宮園第二団地	二百戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
宮園第三団地	六十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
茂森団地	六十六戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
旭ヶ丘団地	百四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
多賀台団地	百戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
白銀台団地	百四十三戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、

		駐車場
是川団地	二百十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
河原木団地	七百二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
岬台団地	六十四戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
白山台団地	七十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
松島団地	五十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
新宮団地	百戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
広田団地	二百四十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
上平団地	五十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
桜町団地	三十五戸	集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
中央団地	三十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
昭和団地	八十一戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
山田団地	三十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場
金谷団地	七十八戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、 駐車場

別表第二（第二十九条関係）

（平一六規則七四・追加、平一七規則六〇・平一八規則二五・平一八規則七八・平一九規則五・平一九規則四七・平二〇規則三・平二一規則二六・平二二規則二一・平二五規則一六・平二七規則二〇・平二八規則一七・平三一規則一七・令元規則二四・令二規則四四・令四規則二一・令七規則一〇・一部改正）

区分		金額（月額）
野木和団地	駐車区画A	千八百円
	駐車区画B	千七 hundred円
幸畑団地	駐車区画A	千六 hundred円 (未舗装の駐車区画 にあつては、五百円)
	駐車区画B	千六 hundred円
	駐車区画C	千六 hundred円
	駐車区画D	千五 hundred円
桜川団地	駐車区画A	二千円
	駐車区画B	千九 hundred円
小柳団地		二千五 hundred円
平和台団地	駐車区画A	千六 hundred円
	駐車区画B	千五 hundred円
	駐車区画C	千五 hundred円
浜館団地	駐車区画A	二千四 hundred円
	駐車区画B	二千三 hundred円
	駐車区画C	二千二 hundred円
南桜川団地		千八 hundred円
戸山団地	駐車区画A	千七 hundred円
	駐車区画B	千六 hundred円
	駐車区画C	千八 hundred円
	駐車区画D	千七 hundred円
	駐車区画E	千八 hundred円
	駐車区画F	千七 hundred円
	駐車区画G	千六 hundred円
ベイサイド柳川	駐車区画A	二千三 hundred円
	駐車区画B	二千二 hundred円
	駐車区画C	二千二 hundred円
城西団地		二千円

小沢団地		千六百元
小沢第二団地		千五百円
城東団地		二千百元
浜の町団地		千六百元
宮園団地		二千二百円
宮園第二団地		二千二百円
宮園第三団地		二千二百円
茂森団地		千六百元
旭ヶ丘団地	駐車区画A	二千円
	駐車区画B	二千円
多賀台団地		千六百元
白銀台団地		千六百元
是川団地	駐車区画A	千六百元
	駐車区画B	千五百円
	駐車区画C	千六百元
	駐車区画D	千五百円
河原木団地	駐車区画A	千九百元
	駐車区画B	二千二百円
	駐車区画C	二千二百円
岬台団地		千六百元
白山台団地		千九百元
松島団地		千五百円
新宮団地		千四百元
広田団地		千四百元
上平団地		千三百円
桜町団地		千九百元
中央団地		千六百元
昭和団地		千四百元
山田団地		千三百円
金谷団地		千三百円

青森県知事 殿

申込者 現住所
氏 名
電話番号 (自宅)
(勤務先)

県 営 住 宅 (特例) 入 居 申 込 書

県営住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。
この申込書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

1 入居を希望する住宅及び時期

入居を希望する住宅		入居を希望する時期
団 地 名	規模及び構造	
年	月	

2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況

	フリガナ	氏 名	生 年 月 日	続 柄	職 業	勤務先又は学校名	所得の種類				年間所得金額 (円)	備 考
							給与 所得	事業 所得	年金に 係る所 得	そ の 他		
申 込 者 及 び 同 居 予 定 者				本人								
別 居 する 扶 養 親 族												

3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ

高 齢 者 世 帯	障 害 者 等 を 含 む 世 帯 (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)	子 育 て 世 帯	若 者 夫 婦 世 帯	非 該 当

注 申込書の記入及び提出に当たっては、裏の注意事項をよく読むこと。
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

(裏)

4 住宅の困窮事情			注意事項
区分	具体的内容	証明欄	
1	住宅以外の建物又は場所に居住している。	左記について相違ありません。 地区民生委員 住所氏名	<p>1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類</p> <p>(3) 所得金額を有する者にあつては、1月から6月までの申込みの場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申込みの場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)</p> <p>2 記入上の注意</p> <p>(1) 「2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況」について</p> <p>イ 「所得の種類」欄は、給与所得、事業所得又は年金に係る所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。</p> <p>ロ 「年間所得金額」欄は、次により記入すること。</p> <p>(イ) 1月から6月までの申込みの場合 次に掲げる額を合計した金額を記入すること。</p> <p>a 給与所得については、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額の欄に記載されている額</p> <p>b 給与所得以外の所得については、前年の収入金額から必要経費等を控除した額</p> <p>(ロ) 7月から12月までの申込みの場合 前年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。</p> <p>ハ 申込者若しくは同居予定者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合にあつては、その旨を「備考」欄に記入すること。</p> <p>(2) 「3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ」について</p> <p>イ 申込者が60歳以上の者で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上の者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。</p> <p>ロ 申込者又は同居予定者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。</p> <p>(イ) 身体障害者で障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(ハ) 知的障害者で障害の程度が精神障害の1級又は2級に相当するもの</p> <p>(ニ) 戦傷病者、被爆者、ハンセン病療養所入所者又は引揚者</p> <p>ハ 同居予定者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。</p> <p>ニ 同居予定者が申込者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)のみであつて、申込者又は同居予定者のいずれかが40歳未満の者である場合にあつては、「若者夫婦世帯」欄に○印を記入すること。</p> <p>3 特別入居申込者にあつては、「3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ」及び「4 住宅の困窮事情」の記入を要しない。</p>
2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	左記について相違ありません。 地区民生委員 住所氏名	
3	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。		
4	住宅がないため親族と同居できない。		
5	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。		
6	正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない(自己の責めによる場合を除く。)	左記について相違ありません。 家主 住所氏名	
7	遠距離通勤している。	交通手段 片道所要時間 時間 分 勤務先の長 氏名	
8	取入に比して著しく過大な家賃の支払をしている。	現在の家賃 円 左記について相違ありません。 家主 住所氏名	
9	住宅がないため婚約中であるが結婚できない。	左記について相違ありません。 媒約人 住所氏名	
10	その他		

第2号様式(第2条、第7条、第9条、第13条、第14条関係)

(表)
個人番号届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
届出者氏名
電 話 番 号(自宅)
(勤務先)
団 地 名
住宅の番号 棟 号

下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

フリガナ氏名	続柄	個人番号									
	本人										

- 注 1 個人番号を届け出た者で、知事が個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意するものは、裏面の同意書に署名すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)
同意書

青森県知事 殿

下記の者は、知事が公営住宅法又は青森県営住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意します。

記

同意者	続柄 本人	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ 氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		

注 「同意者」欄の「氏名」については、同意者自身が署名することを原則とするものであること(代理人が署名する場合は、同意者本人の委任状を添付すること。)

第3号様式(第3条、第26条関係)

年 月 日

殿

青森県知事

印

県営住宅(特例)入居承認書

下記のとおり県営住宅の入居を承認します。

年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付の手続をしてください。

記

団 地 名						
住 宅 の 番 号	棟 号					
県 営 住 宅 所 在 地						
入居 決定 者及 び同 居予 定者	氏 名	入居決定者 との続柄	年齢	氏 名	入居決定者 との続柄	年齢
		本 人				
計 人						
家 賃 月 額	円	家賃適用期間	年 月まで	敷 金	円	
認 定 収 入 月 額	円	合計所得金額	円	合計控除金額	円	
保証極度額(入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額8月分に相当する額に15万円(原状回復費用)を加えて得た額)						円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式の2(第3条の2関係)

年 月 日

青森県知事 殿

現住所
入居決定者氏名 ㊟

誓 約 書

このたび、下記県営住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、公営住宅法及び同法に基づく命令並びに青森県営住宅条例及び青森県営住宅規則を遵守します。

記

団 地 名	
住 宅 の 番 号	棟 号
県 営 住 宅 所 在 地	

私は、上記県営住宅の入居決定者 〃 の住宅使用に係る緊急連絡先となり、火災、漏水事故、安否確認等の緊急時に対応します。

緊急連絡先 現住所
氏 名 ㊟
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)
入居決定者との関係

- 注 1 家賃債務保証業者による家賃の支払に係る債務の保証を受けていることを証する書類を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

現住所
入居決定者氏名 ㊟

請 書

このたび、下記県営住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、公営住宅法及び同法に基づく命令並びに青森県県営住宅条例及び青森県県営住宅規則を遵守します。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、入居決定者に対してもその効力を生ずるものとし、入居決定者(私)及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

記

団 地 名	
住 宅 の 番 号	棟 号
県 営 住 宅 所 在 地	

私は、上記県営住宅の入居決定者 の連帯保証人として、入居決定者の住宅使用に係る家賃その他の債務について入居決定者と連帯して履行します。

連帯保証人 現住所
氏名 ㊟
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)
入居決定者との関係
保証極度額(入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額8月分に相当する額に15万円(原状回復費用)を加えて得た額) 円

- 注 1 連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとし、印鑑証明書を添付すること。
2 連帯保証人が県外に居住する者である場合にあっては、入居決定者の三親等以内の親族であることを証する書類(例：戸籍謄本)を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

保 証 人 変 更 承 認 申 請 書

下記のとおり保証人を変更したいので、青森県県営住宅規則第5条の規定により申請します。

記

旧保証人 住 所
氏 名
新保証人 住 所
氏 名
勤 務 先
電話番号(自宅)
(勤務先)

保証人変更の理由

- 注 1 請書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

保 証 人 住 所 等 変 更 届

下記のとおり変更があつたので、青森県県営住宅規則第5条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
住 所			
氏 名			
勤 務 先			
電 話 番 号	自 宅		
	勤 務 先		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式の2(第6条の2関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居決定者氏名

県営住宅入居期限延長承認申請書

青森県県営住宅条例第8条の2第2項の規定により、下記のとおり県営住宅への入居期限の延長を申請します。

記

- 1 当初の入居期限 年 月 日
- 2 入居予定日 年 月 日
- 3 延長の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式の3(第6条の3関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県 営 住 宅 入 居 届

年 月 日に県営住宅に入居したので、青森県県営住宅条例第8条の2第3項の規定により届け出ます。

- 注 1 入居者及び同居者の住民票の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(表)

青森県知事 殿	年 月 日 団 地 名 住 宅 の 番 号 棟 号 県 管 住 宅 所 在 地 入 居 者 氏 名 (自 宅) 電 話 番 号 (勤 務 先)										
所 得 金 額 等 申 告 書 年1月1日から 年12月31日までの所得金額等は、次のとおり相違ありません。											
1 所得金額等の状況											
	フリガナ氏名	生年月日	続柄	職 業	勤務先又は学校名	所 得 の 種 別				年間所得金額	備 考
			本人			給与所得	事業所得	年金に 係る所得	その他	(円)	
入 居 者 及 同 居 者											
別居する 扶養親族											
2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ											
高 齢 者 世 帯	障 害 者 等 を 含 む 世 帯 (イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)	子 育 て 世 帯	若 者 夫 婦 世 帯	非 該 当							

注 申告書の記入及び提出に当たっては、裏の注意事項をよく読むこと。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

(裏)

注意事項

1 所得金額を有する者にあつては、次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(2)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

- (1) 前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)
- (2) 収入を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)

2 記入上の注意

(1) 「1 所得金額等の状況」について

イ 「所得の種別」欄は、給与所得、事業所得又は年金に係る所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。

ロ 「年間所得金額」欄には、前年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。

ハ 入居者若しくは同居者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合にあつては、その旨を「備考」欄に記入すること。

(2) 「2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯、子育て世帯又は若者夫婦世帯に関する調べ」について

イ 入居者が60歳以上の者で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。

ロ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。

(イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの

(ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの

(ハ) 知的障害者で障害の程度が精神障害の1級又は2級に相当するもの

(ニ) 戦傷病者、被爆者、ハンセン病療養所入所者又は引揚者

ハ 同居者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。

ニ 同居者が入居者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)のみであつて、入居者又は同居者のいずれかが40歳未満の者である場合にあつては、「若者夫婦世帯」欄に○印を記入すること。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

団地名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地
 入居者氏名 殿

青森県知事

印

収入認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項(第3項)の規定に基づき、下記のとおり収入を認定したので通知します。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額
円	円	円

認定年月日	家賃月額	家賃適用期間
年 月 日	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式(第8条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 殿

青森県知事

印

収入超過者認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項(第3項)及び第10条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり収入を認定するとともに収入超過者として認定したので通知します。

ついでには、公営住宅法第28条第1項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第28条第1項)の規定に基づき、住宅を明け渡すよう努めてください。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

入居期間	家賃月額	家賃適用期間
年 月	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第8条関係)

年 月 日

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 殿

青森県知事

印

高額所得者認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項(第3項)及び第10条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収入を認定するとともに高額所得者として認定したので通知します。

ついでには、公営住宅法第29条第1項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第1項)の規定に基づく明渡し請求を受けたときは、住宅を明け渡していただくこととなりますので、併せて通知します。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

入居期間	家賃月額	家賃適用期間
年 月	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

意見書

年 月 日付け 第 号で 収入の認定
収入の認定及び収入超過者(高額所得
者)としての認定を受けましたが、下記の理由により 収入を更正して
収入超過者(高額所得者)とし
収入を更正し、収入超過者(高

額の認定を取り消して ください。
額所得者)としての認定を取り消して

記

理由

- 注 1 理由を証明する書類等必要と認める書類を添付することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式(第8条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 殿

青森県知事



収入更正・収入超過者(高額所得者)認定取消通知書

第10条第4項
青森県県営住宅条例 第10条の2第3項において準用する同条例第10条第4項
第10条第4項及び第10条の2第3項において準用する同条例第10

第4項の規定に基づき、下記のとおり収入を更正した
収入超過者(高額所得者)としての認定を取り
収入を更正し、収入超過者(高額所得者)として

消した ので通知します。
の認定を取り消した

記

	認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額
更正前	円	円	円
更正後	円	円	円

収入超過者としての認定の有無	家賃月額	家賃適用期間
	円	年 月から 年 月まで

更正後の合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第13号様式(第9条関係)

(表)

	年	月	日
青森県知事	殿		
	団地名		
	住宅の番号		棟号
	県営住宅所在地		
	入居者(入居決定者)氏名		
県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書			
<p>青森県県営住宅条例第13条(第14条第4項)の規定により家賃(敷金)の減免(徴収猶予)を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>			
記			
1 希望する減免(徴収猶予)の内容			
	家賃の減免(徴収猶予)	敷金の減免(徴収猶予)	
減免(徴収猶予)を受けようとする金額	月額 円	円	
減免(徴収猶予)を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

2 減免(徴収猶予)を希望する理由

3 入居者、同居者及び扶養親族の収入等の状況

氏名	年齢	入居者との続柄	同居・別居の別	扶養・非扶養の別	月収(税込み)	職業	勤務先又は学校名	備考
		本人			円			
合計		名	月収合計		円	平均支出月額		円

注 1 「2 減免(徴収猶予)を希望する理由」については、収入が著しく低額であること、病気にかかったこと、災害により著しい損害を受けたこと等を具体的に記入し、記入した事項を証明する書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、一部の書類を添付しないことができる場合がある。

2 「3 入居者、同居者及び扶養親族の収入等の状況」については、入居者、同居者及び別居中の扶養親族全員について記入し、入居者又は同居者が障害者(特別障害者)又は寡婦(寡夫)である場合にあつては、「備考」欄にその旨を記入すること。

3 入居決定者にあつては、「3 入居者、同居者及び扶養親族の収入等の状況」の記入を要しない。

第14号様式(第9条関係)

年 月 日

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者(入居決定者)氏名 殿

青森県知事



県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書

さきに申請のあつた家賃(敷金)の減免(徴収猶予)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

	家	賃	敷	金
減免(徴収猶予)をする 金 額	月額	円		円
減免(徴収猶予)後の額	月額	円		円
期 間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第15号様式(第10条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県 営 住 宅 不 在 届

下記のとおり県営住宅を引き続き15日以上不在にするので、青森県県営住宅規則第10条の規定により届け出ます。

記

不 在 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
不 在 の 理 由	
不 在 中 の 連 絡 者	住 所 氏 名 電話番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第16号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

異 動 届

下記のとおり異動があつたので、青森県県営住宅規則第11条の規定により届け出ます。

記

氏 名	入居者の続柄	異動年月日	異 動 内 容

- 注 1 「異動内容」欄には、勤務先に変更があつた場合は変更後の勤務先の所在地、名称及び電話番号を、同居者に異動があつた場合は出生、死亡、転出等の別を記入すること。
- 2 出生の場合は住民票の写しを、死亡の場合は死亡を証明する書類を、転出の場合は転出証明書の写し又は住民票の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県営住宅一部転用承認申請書

私が使用している県営住宅の一部を下記のとおり住宅以外の用途に使用したいので、
公営住宅法第27条第3項ただし書(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営
住宅法第27条第3項ただし書)の規定により申請します。

記

住宅以外の用途に 使用する目的	
住宅以外の用途に 使用する面積	
転用開始年月日	年 月 日

- 注 1 一部転用の箇所、面積等について明らかとなる図面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県営住宅模様替(増築)承認申請書

私が使用している県営住宅について下記のとおり模様替(増築)したいので、公営住宅法第27条第4項ただし書(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第4項ただし書)の規定により申請します。

記

模様替(増築)の理由		
模様替(増築)工事	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日

- 注 1 模様替(増築)工事の図面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地
 入居者氏名

県営住宅同居承認申請書

下記の者を新たに県営住宅に同居させたいので、公営住宅法第27条第5項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第5項)の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私、同居者若しくは新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私、同居者又は新たに同居させようとする者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

同居させようとする者の氏名	入居者との続柄	生年月日	現住所	勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
同居の理由					
同居の時期 年 月 日から					
現在の入居者及び同居者の状況	氏名	入居者との続柄	生年月日	勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
		本人			

注 1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

- (1) 新たに同居させようとする者の住民票の写し
- (2) 入居者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類
- (3) 入居者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第20号様式(第14条、第26条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地
 申請者氏名

県営住宅入居継続承認申請書

下記のとおり引き続き県営住宅に入居したいので、公営住宅法第27条第6項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第6項)の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居者が暴力団員であるときは、入居継続の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

理 由					
入居者との続柄					
申 請 者 及 び 同 居 者	氏 名	申 請 者 と の 続 柄	生年月日	勤 務 先 又 は 学 校 名	年 間 所 得 金 額 (円)
		本 人			

注 1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

- (1) 申請者及び同居者の住民票の写し
- (2) 申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
- (3) 申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)
- (4) 入居者の死亡に係る申請の場合にあつては、入居者の死亡を証明する書類

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第21号様式(第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県 営 住 宅 返 還 届

下記のとおり県営住宅を返還したいので、青森県県営住宅条例第17条第1項の規定により届け出ます。

記

退 去 年 月 日	
転 居 先	
未 納 家 賃 の 額	
模様替(増築)の状況	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第22号様式(第16条関係)

(表)

第 号
青 森 県 営 住 宅 検 査 員 証
所 属 職 氏名 生年月日
上記の者は、青森県営住宅条例第17条第1項及び第2項の規定により県営住宅の検査をする者であることを証明する。
年 月 日
青森県知事 印

9センチメートル

6.5センチメートル

(裏)

青 森 県 営 住 宅 条 例 (抄)

(検査)

第17条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出て、当該県営住宅について、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員又はその指定する職員に随時県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

3 前項の検査において、県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承認を得なければならない。この場合において、当該県営住宅の入居者は、正当な理由がなければ同項の検査を拒むことができない。

4 第1項及び第2項の規定により検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第23号様式(第17条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県営住宅明渡期限延長申出書

公営住宅法第29条第8項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第8項)及び青森県県営住宅条例第18条の規定により、下記のとおり県営住宅の明渡期限の延長を申し出ます。

記

- 1 指定明渡期限 年 月 日
- 2 延長明渡期限 年 月 日
- 3 延長の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第24号様式(第18条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名

県営住宅使用許可申請書

下記のとおり県営住宅を社会福祉事業のために使用したいので、青森県県営住宅条例第20条第1項の規定により申請します。

記

使用を希望する 県 営 住 宅	団 地 名			
	住宅の番号	棟 号		
	所 在 地			
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 児童自立生活援助事業 <input type="checkbox"/> 小規模住居型児童養育事業 <input type="checkbox"/> 認知症対応型老人共同生活援助事業 <input type="checkbox"/> 共同生活援助を行う事業 <input type="checkbox"/> ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 <input type="checkbox"/> 居住安定援助賃貸住宅事業 <input type="checkbox"/> 生活困窮者居住支援事業			
使 用 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
被 援 護 者 の 氏 名 等	氏 名	生 年 月 日	年間所得金額(円)	

- 注 1 「使用目的」の欄は、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 被援護者が所得金額を有する場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第25号様式(第18条関係)

県 営 住 宅 使 用 許 可 書

指令第 号

使用者 住 所
名 称

年 月 日付で申請のあつた県営住宅の使用については、次の条件を付して許可する。

年 月 日

青森県知事



(使用住宅)

第1条 使用を許可する県営住宅(以下「使用住宅」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 団地名
- (2) 住宅の番号
- (3) 所在地

(使用目的の指定)

第2条 使用者は、使用住宅を児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活援助を行う事業、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業、居住安定援助賃貸住宅事業、生活困窮者居住支援事業)の用に供するものとする。

(使用期間及び使用開始期限)

第3条 使用期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 使用者は、年 月 日までに使用住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、月額 円とする。

(県営住宅の返還)

第5条 使用者は、使用期間が満了したとき、又はこの許可の取消しを受けたときは、使用住宅を原形に復して返還しなければならない。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第26号様式(第19条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

県営住宅使用開始期限延長承認申請書

青森県営住宅条例第21条第2項の規定により、下記のとおり県営住宅の使用開始期限の延長を申請します。

記

使用する 県営住宅	団 地 名	
	住宅の番号	棟 号
	所 在 地	
当初の使用開始期限	年 月 日	
使用開始予定日	年 月 日	
延長の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第27号様式(第20条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

県 営 住 宅 使 用 開 始 届

下記のとおり県営住宅の使用を開始したので、青森県県営住宅条例第21条第3項の規定により届け出ます。

記

使用する 県営住宅	団 地 名	
	住宅の番号	棟 号
	所 在 地	
使 用 開 始 期 限	年 月 日	
使 用 開 始 日	年 月 日	

- 注 1 被援護者の住民票の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第28号様式(第23条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

使用許可に係る異動届

下記のとおり異動があつたので、青森県県営住宅規則第23条の規定により届け出ます。

記

使用する 県営住宅	団 地 名			
	住宅の番号	棟 号		
	所 在 地			
被 援 護 者 の 氏 名	異動年月日	異 動 内 容	備 考	

- 注 1 「異動内容」欄には、転出、転入等の別を記入すること。
2 転出の場合にあつては、転出証明書の写し又は住民票の写しを添付すること。
3 転入の場合にあつては、「備考」欄に転入者の生年月日を記入するとともに、住民票の写しを添付すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第29号様式(第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

使用許可に係る県営住宅一部転用承認申請書

下記のとおり県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する公営住宅法第27条第3項ただし書の規定により申請します。

記

使用する 県営住宅	団 地 名	
	住宅の番号	棟 号
	所 在 地	
住宅以外の用途に使用する 目 的		
住宅以外の用途に使用する 面 積		
転 用 開 始 年 月 日	年	月 日

注 1 一部転用の箇所、面積等について明らかとなる図面を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第30号様式(第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

使用許可に係る県営住宅模様替(増築)承認申請書

下記のとおり県営住宅を模様替(増築)したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する公営住宅法第27条第4項ただし書の規定により申請します。

記

使用する 県営住宅	団 地 名	
	住宅の番号	棟 号
	所 在 地	
模様替(増築)の理由		
模 様 替 (増 築) 工 事	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日

- 注 1 模様替(増築)工事の図面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第31号様式(第25条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住 所
名 称
代表者の氏名

使用許可に係る県営住宅返還届

下記のとおり県営住宅を返還したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する同条例第17条第1項の規定により届け出ます。

記

使用する 県営住宅	団 地 名	
	住宅の番号	棟 号
	所 在 地	
退 去 年 月 日		
模様替(増築)の状況		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第32号様式(第27条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
申請者氏名

駐車場利用承認申請書

下記のとおり駐車場を利用したいので、青森県県営住宅条例第29条第1項の規定により申請します。

記

利用開始希望 年 月 日	年 月 日		
駐車する車両	車 種 名		
	自動車登録番号又は 車 両 番 号		
	長さ cm	幅 cm	高さ cm
	所有者の氏名又は名称		
	使用者の氏名又は名称		

- 注 1 自動車検査証の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第33号様式(第28条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 殿

青森県知事



駐 車 場 利 用 承 認 書

下記のとおり駐車場の利用を承認します。

記

駐 車 区 画 番 号	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
使 用 料	月額 円
条 件	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第34号様式(第32条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名

駐車場使用料減免申請書

青森県県営住宅条例第30条第2項の規定により駐車場の使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する減免の内容

減免を受けようとする金額	月額	円
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	

2 減免を希望する理由

注 1 減免を希望する理由を証明する書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第35号様式(第32条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 殿

青森県知事



駐車場使用料減免決定通知書

さきに申請のあつた駐車場の使用料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

減 免 を す る 金 額	月額	円
減 免 後 の 使 用 料 の 額	月額	円
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第36号様式(第33条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名

駐 車 場 利 用 変 更 届

下記のとおり変更があつたので、青森県営住宅規則第33条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
車 種 名			
自動車登録番号又は 車 両 番 号			
長 さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第2条、第26条関係）

（平9規則24・全改、平9規則72・平11規則34・平18規則25・平20規則13・平24規則18・平26規則52・平30規則2・平30規則47・令元規則6・令3規則69・令7規則19・一部改正）

第2号様式（第2条、第7条、第9条、第13条、第14条関係）

（平30規則47・全改、令元規則6・一部改正）

第3号様式（第3条、第26条関係）

（平9規則24・全改、平9規則72・令元規則6・令2規則15・一部改正）

第3号様式の2（第3条の2関係）

（令2規則15・追加）

第4号様式（第4条関係）

（令2規則15・全改）

第5号様式（第5条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・平9規則24・令元規則6・令2規則15・令3規則69・一部改正）

第6号様式（第5条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・平9規則24・平11規則34・令元規則6・一部改正）

第6号様式の2（第6条の2関係）

（平7規則15・追加、平9規則24・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第6号様式の3（第6条の3関係）

（平7規則15・追加、平9規則24・平11規則34・令元規則6・一部改正）

第7号様式（第7条関係）

（平9規則24・全改、平9規則72・平11規則34・平18規則25・平24規則18・平30規則2・平30規則47・令元規則6・令3規則69・令7規則19・一部改正）

第8号様式（第8条関係）

（平9規則24・全改、平29規則40・令元規則6・一部改正）

第9号様式（第8条関係）

（平9規則24・追加、平19規則47・平29規則40・令元規則6・一部改正）

第10号様式（第8条関係）

（平9規則24・追加、平19規則47・平29規則40・令元規則6・一部改正）

第11号様式（第8条関係）

（平9規則24・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正）

第12号様式（第8条関係）

（平9規則24・追加、平29規則40・令元規則6・一部改正）

第13号様式（第9条関係）

（平9規則24・追加、平30規則47・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第14号様式（第9条関係）

（平9規則24・追加、平21規則26・令元規則6・一部改正）

第15号様式（第10条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第9号様式繰下・一部改正、平11規則34・令元規則6・一部改正）

第16号様式（第11条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第10号様式繰下・一部改正、平11規則34・令元規則6・一部改正）

第17号様式（第12条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第12号様式繰下・一部改正、平19規則47・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第18号様式（第12条関係）

（昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第13号様式繰下・一部改正、平19規則47・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第19号様式（第13条、第26条関係）

（平9規則24・追加、平9規則72・平19規則47・平20規則13・平26規則52・平30規則2・平30規則47・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第20号様式（第14条、第26条関係）

（平9規則24・追加、平9規則72・平19規則47・平20規則13・平26規則52・平30規則2・平30規則47・令元規則6・令3規則69・一部改正）

第21号様式（第15条関係）

（平9規則24・追加、平11規則34・令元規則6・一部改正）

第22号様式（第16条関係）

（昭53規則10・全改、平9規則24・旧第18号様式繰下・一部改正）

第23号様式（第17条関係）

(平9規則24・追加、平19規則47・平29規則28・令元規則6・令3規則69・一部改正)

第24号様式 (第18条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・平12規則161・平17規則89・平19規則47・平22規則21・平30規則2・令元規則6・令3規則69・令7規則19・令7規則48・一部改正)

第25号様式 (第18条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・平12規則161・平17規則89・平19規則47・平22規則21・令元規則6・令3規則69・令7規則19・令7規則48・一部改正)

第26号様式 (第19条関係)

(平9規則24・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正)

第27号様式 (第20条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・令元規則6・一部改正)

第28号様式 (第23条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・令元規則6・一部改正)

第29号様式 (第24条関係)

(平9規則24・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正)

第30号様式 (第24条関係)

(平9規則24・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正)

第31号様式 (第25条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・令元規則6・一部改正)

第32号様式 (第27条関係)

(平16規則74・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正)

第33号様式 (第28条関係)

(平16規則74・追加、令元規則6・一部改正)

第34号様式 (第32条関係)

(平16規則74・追加、令元規則6・令3規則69・一部改正)

第35号様式 (第32条関係)

(平16規則74・追加、平21規則26・令元規則6・一部改正)

第36号様式 (第33条関係)

(平16規則74・追加、令元規則6・一部改正)

